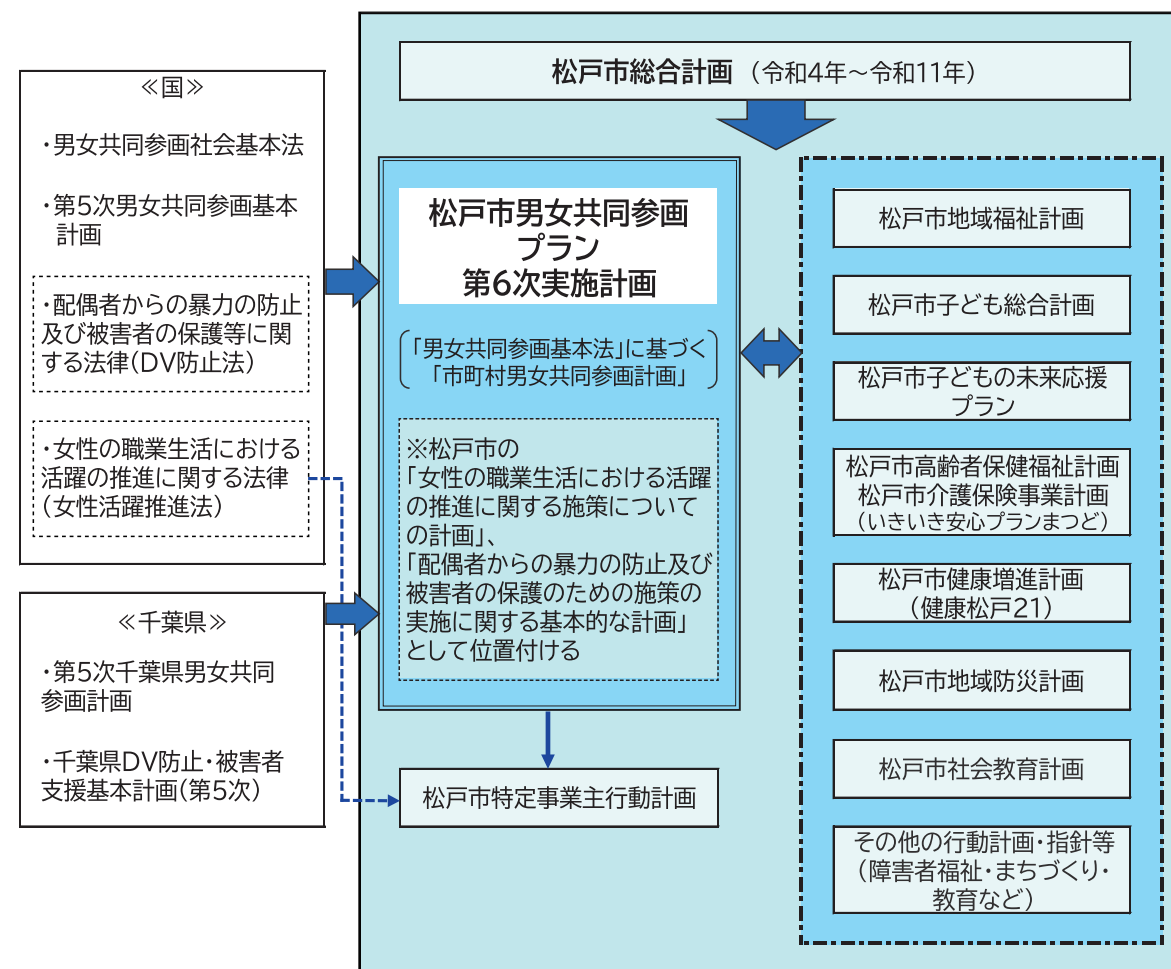


【計画期間】 令和5年度～令和9年度

【計画の位置づけ】

「松戸市男女共同参画プラン第6次実施計画」は、「男女共同参画社会基本法第14条第3項に基づく市町村男女共同参画計画」として位置付けます。

また、「松戸市総合計画」を上位計画として、他分野の個別計画との整合性を図り、関係する施策を総合的に体系化し、市の基本的な方向性を示すものとしします。



ホームページに掲載しています

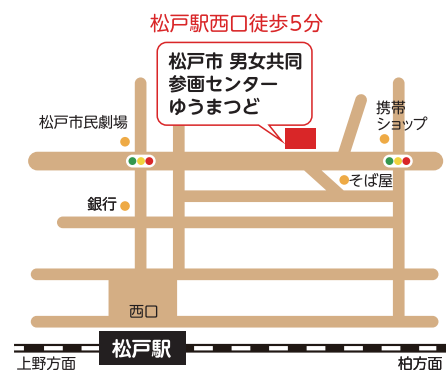
松戸市男女共同参画プラン

松戸市男女共同参画プラン
第6次実施計画松戸市男女共同参画センター
ゆうまつど ホームページ

松戸市男女共同参画センター

ゆうまつど

●〒271-0091 千葉県松戸市本町14-10
 ●TEL 047-364-8778 ●FAX 047-364-7888
 ●開館時間9:00～21:00(開館日 月末日・年末年始)
 ●ホームページURL
https://www.city.matsudo.chiba.jp/shisetsu-guide/kaikan_hole/yuu_matsudo/
 ●E-mail: mcsankaku@city.matsudo.chiba.jp



松戸市男女共同参画プラン第6次実施計画 概要版

発行 令和5年3月
 編集・発行 松戸市総務部男女共同参画課

松戸市男女共同参画プラン
第6次実施計画

概要版

令和5年3月 松戸市

基本理念

- あらゆる分野における男女共同参画の推進
- 固定的性別役割分担意識の解消、ジェンダー平等意識の醸成
- 人権の尊重



「男女共同参画社会」とは…

男女共同参画社会基本法では、「男女共同参画社会の形成」を、「男女が社会の対等な構成員として、自らの意志によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成すること」と定義しています

性別にかかわらず誰もが自らの課題として、共に取り組む
あらゆる分野の取組を男女共同参画の視点を持って進める



性別にかかわらず、社会の対等な構成員としての機会が確保される
多様な生き方や働き方がある中で、自らの意思で選択できる
性差より、一人ひとりの個性が尊重される
社会全体として多様性を認め合い、共に責任を担う

基本目標Ⅰ あらゆる分野における男女共同参画の推進

課題1 政策・方針決定過程への女性の参画促進

- (1) 女性登用を進める仕組みづくり
- (2) 女性のキャリアアップの支援
- (3) ポジティブアクションの理解促進

課題2 就労場での男女共同参画の推進

- (1) 女性の就労支援
- (2) 就労環境の整備
- (3) 職場での固定的性別役割分担意識の払拭
- (4) 多様な働き方の推進
- (5) 女性のキャリア形成と能力開発・発揮の支援

課題3 ワーク・ライフ・バランスの実現

- (1) 仕事や社会活動と家事・育児・介護等の両立支援
- (2) 家庭における固定的性別役割分担意識の解消
- (3) 男性の働き方の見直しと家庭参画の推進

課題4 地域における男女共同参画の推進

- (1) 地域活動への多様な視点の確保
- (2) 地域活動での方針等決定過程への女性の参画促進
- (3) 地域活動での固定的性別役割分担の解消

課題5 防災における男女共同参画の推進

- (1) 防災分野や災害現場での役員等への女性の参画促進
- (2) 災害時や非常時における性別や様々な状況に配慮した対応
- (3) 災害時における性暴力、性被害等に対する危機管理

基本目標Ⅱ すべての人が尊厳をもって生きることができる社会の構築

課題6 配偶者等からの暴力の根絶

- (1) 相談・支援体制の充実
- (2) DV等、あらゆる暴力の防止、暴力を容認しない意識づくり

課題7 貧困等生活上の困難に対する支援

- (1) ひとり親家庭等、個人の置かれた状況に寄り添った切れ目のない支援
- (2) 女性の経済的自立のための就業・生活面の支援、環境整備
- (3) 暴力や病気、障害、精神的な困難等による複合的な問題に対する支援
- (4) 高齢者が安心して暮らせる環境の整備

課題8 生涯を通じた健康支援

- (1) 年代に応じた女性の健康に関する指導及び啓発等
- (2) 疾病予防、健康づくりの推進
- (3) 妊娠・出産、不妊等に関する支援
- (4) こころの悩みや生きづらさについての相談支援

課題9 多様な性を尊重する社会づくり

- (1) 多様な性についての理解促進
- (2) 相談・支援
- (3) 公共施設や各種制度等における配慮

課題10 感染症の影響等、社会経済状況の変化による男女共同参画の課題の解決

- (1) 経済的状況の変化による生活面の支援
- (2) 働き方の変化に伴う家庭内での役割分担の変化と男性の家庭参画の推進
- (3) 心身の健康、悩みや生きづらさについての相談支援

基本目標Ⅲ 教育等を通じた意識改革、理解の促進

課題11 ジェンダー平等や人権尊重の教育の推進

- (1) ジェンダー平等を推進する教育・学習の充実
- (2) デートDV等、性被害、性暴力の根絶
- (3) 性教育の充実

課題12 多様な選択を可能にする教育・能力開発・学習機会の充実

- (1) 総合的なキャリア教育の推進
- (2) 学校教育の分野における政策・方針決定過程への女性の参画拡大

計画の推進体制

方策1 推進体制の整備・強化

- (1) 各分野における連携体制の強化
- (2) 各事業を男女共同参画の視点を持って実施
- (3) 男女共同参画プランの達成状況の評価と計画への反映
- (4) 国・県等との連携

方策2 男女共同参画センターゆうまつどの機能強化

- (1) 男女共同参画推進のための啓発等の充実
- (2) 女性のエンパワーメントの推進
- (3) 情報収集、情報発信
- (4) 相談・支援の充実
- (5) 市民の主体的な活動拠点としての充実

方策3 市職員の男女共同参画の推進

- (1) 市職員としての男女共同参画意識の醸成
- (2) 女性職員の管理職への登用のための仕組みづくり
- (3) 職員の働き方改革及び仕事と家庭生活の両立支援